

検疫法施行規則

発令 : 昭和26年12月29日号外厚生省令第53号

最終改正 : 令和3年2月12日号外厚生労働省令第32号

改正内容 : 令和3年2月12日号外厚生労働省令第32号[令和3年2月13日]

○検疫法施行規則

[昭和二十六年十二月二十九日号外厚生省令第五十三号]

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）に基き、検疫法施行規則を次のように定める。

検疫法施行規則

（附属する島）

第一条 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号。以下「法」という。）第四条に規定する附属する島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島のうち、当分の間歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を除いたものとする。

（検疫前の通報事項）

第一条の二 法第六条に規定する事項は、次のとおりとする。

- 一 船舶の名称又は航空機の登録番号
- 二 発航した地名及び年月日並びに日本来航前最後に寄航した地名及び出航した年月日
- 三 乗組員及び乗客の数
- 四 患者又は死者の有無及びこれらの者があるときは、その数
- 五 検疫区域に到着する予定日時

（電子情報処理組織の使用）

第一条の三 検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項（以下「通報等」という。）については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、通報等を行おうとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 一 法第六条に規定する通報
- 二 法第十一条第一項の規定による明告書の提出
- 三 法第十一条第二項に規定する書類の提出
- 四 法第十七条第二項の規定による通報

2 検疫所長は、次の各号に掲げる事項（以下「交付等」という。）については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と交付等を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 一 法第十七条第一項の規定による検疫済証の交付
- 二 法第十七条第二項に規定する検疫済証を交付する旨の通知
- 三 法第十八条第一項の規定による仮検疫済証の交付

（通報等の様式）

第一条の四 通報等又は交付等であつて電子情報処理組織を使用して行うものの様式は、厚生労働大臣が指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式とする。

（検疫信号）

第二条 法第九条（法第二十一条第五項及び法第二十二条第六項において準用する場合を含む。）

に規定する検疫信号は、船舶の前しうしろょう頭その他見やすい場所に、昼間においては黄色の方旗を掲げ、夜間においては紅白二灯を、紅灯を上白灯を下にして連掲するものとする。

（夜間検疫をしないことができる場合）

第二条の二 法第十条ただし書の規定により日没から日出までの間に入った船舶について検疫所長が検疫を開始しないことができる場合は、次の各号に該当する場合以外の場合とする。

- 一 法第八条第一項に規定する検疫区域（同条第三項の規定により指示された場所を含む。以下同じ。）に入った船舶について、検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれがあるため、速やかに措置をとる必要があるとき。
- 二 前号のほか、法第八条第一項に規定する検疫区域若しくは法第二十一条第四項の規定により指示された場所に入った船舶又は法第二十二条第一項の規定により検疫港以外の港に入った船舶について、緊急に検疫を行なうことを必要とするやむを得ない理由があるとき。

（明告書）

第三条 法第十一条第一項の規定により船舶の明告書に記載すべき事項は、次のとおりとし、船舶の長（当該船舶に船医が乗り組んでいるときは、船舶の長及び船医）又はその代理人は、これに署名し、又は記名なつ印しなければならない。

- 一 検疫を受けようとする港名
- 二 明告書の作成年月日
- 三 船舶の名称及び登録番号
- 四 発航した地名及び行先地名

- 五 船舶の国籍
 - 六 船舶の長の氏名
 - 七 船舶の総トン数
 - 八 船舶衛生管理免除証明書（ねずみ族の駆除等が不要であることの証明書をいう。以下同じ。）又は船舶衛生管理証明書（ねずみ族の駆除等を行ったことの証明書をいう。以下同じ。）の有無並びにこれらの証明書があるときはその発行機関名、発行年月日及び船舶衛生管理に係る再検査の要否
 - 九 世界保健機関が認定する汚染地域への寄航の有無並びに寄航したときは寄航した地名及び年月日
 - 十 発航日以降又は過去三十日以内のいずれか短い期間に寄港した地名
 - 十一 発航日以降又は過去三十日以内のいずれか短い期間に乗船していた者の氏名及び乗船地名
 - 十二 乗組員及び乗客の数
 - 十三 事故による以外の死者の有無及び死者があるときはその詳細
 - 十四 感染性のものであるという疑いをかけた疾病の患者の有無及び患者があるときはその詳細
 - 十五 病気になった乗客の総数が通常よりも多かつたか否かの状況
 - 十六 船内の病人の有無及び病人があるときはその詳細
 - 十七 医師の診断の有無並びに医師の診断があるときはその治療内容及び助言の詳細
 - 十八 疾病の感染又は拡大の原因となるものの有無及び原因となるものがあるときはその詳細
 - 十九 消毒その他の衛生上の措置の実施の有無及び実施していたときはその詳細
 - 二十 密航者の乗船の有無及び密航者の乗船があるときはその乗船地名
 - 二十一 感染症にかかった動物又はその疑いのある動物の発生の有無
- 2 法第十一条第一項の規定により航空機の明告書に記載すべき事項は、次のとおりとし、航空機の長又はその代理人は、これに署名し、又は記名なつ印しなければならない。
- 一 運行者の氏名
 - 二 航空機の国籍記号及び登録番号
 - 三 航空機の便名
 - 四 明告書の作成年月日
 - 五 発航した地名及び検疫を受けようとする飛行場名
 - 六 寄航した地名及び行先地名

七 乗組員の氏名（検疫を受けようとする飛行場の所在する国によつて要求された場合に限る。）

八 乗客の数（乗客の名簿を提出した場合を除き、検疫を受けようとする飛行場の所在する国によつて要求された場合に限る。）

九 感染性の疾病に罹患したと認められる患者があるときは氏名その他当該患者に関する詳細

十 航行中又は直近において実施した消毒その他の衛生上の措置の詳細

3 前二項に規定する明告書は、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による。

（乗組員名簿等）

第四条 法第十一条第二項第一号の乗組員名簿には、船舶の名称又は航空機の登録番号並びに乗組員の氏名、生年月日、国籍及び職種を記載するものとする。

2 法第十一条第二項第二号の乗客名簿には、船舶の名称又は航空機の登録番号並びに乗客の氏名、生年月日、国籍及び乗込地名を記載するものとする。

3 法第十一条第二項第三号の積荷目録には、船舶の名称又は航空機の登録番号並びに貨物の品名、数量、仕出地及び仕向地を記載するものとする。

（貨物陸揚等指示書の様式）

第四条の二 法第十三条の二の規定による貨物を陸揚し、又は運び出すべき旨の指示は、別記様式第二の二の貨物陸揚等指示書により行なうものとする。

（感染を防止するための報告又は協力）

第四条の三 検疫所長は、法第十六条の二第一項又は第二項の規定により報告又は協力を求める場合には、書面その他の検疫所長が適当と認める方法により行うものとする。ただし、当該書面その他の検疫所長が適当と認める方法によらず当該報告又は協力を求める必要がある場合は、この限りでない。

（検疫済証の様式）

第五条 法第十七条第一項の規定により交付する検疫済証は、別記様式第三による。

（法第十七条第二項の通報事項等）

第五条の二 法第十七条第二項に規定する事項は、次のとおりとする。

- 一 法第十七条第二項の通報である旨
- 二 船舶の名称、登録番号及び国籍
- 三 船舶の長の氏名
- 四 船舶を入れようとする港名及び到着予定日時

五 発航した地名及び年月日

六 船舶衛生管理免除証明書又は船舶衛生管理証明書の有無並びにこれらの証明書があるときはその発行機関名、発行年月日及び船舶衛生管理に係る再検査の要否

七 世界保健機関が認定する汚染地域への寄航の有無並びに寄航したときは寄航した地名及び年月日

八 過去三十日以内に寄港した地名

九 乗組員及び乗客の数

十 事故による以外の死者の有無及び死者があるときはその詳細

十一 感染性のものであるという疑いをかけた疾病の患者の有無及び患者があるときはその詳細

十二 病気になった乗客の総数が通常よりも多かつたか否かの状況

十三 船内の病人の有無及び病人があるときはその詳細

十四 医師の診断の有無並びに医師の診断があるときはその治療内容及び助言の詳細

十五 疾病の感染又は拡大の原因となるものの有無及び原因となるものがあるときはその詳細

十六 消毒その他の衛生上の措置の実施の有無及び実施していたときはその詳細

十七 密航者の乗船の有無及び密航者の乗船があるときはその乗船地名

十八 感染症にかかった動物又はその疑いのある動物の発生の有無

十九 過去三十日以内に航行中に他の船舶又は航空機から人を乗り移らせ、又は物を運び込んだ事実の有無及びその事実があるときはその詳細

二十 船医の乗船の有無

2 法第十七条第二項に規定する通報は、検疫所（支所及び出張所を含む。以下同じ。）の長に、船舶を入れようとする港に到着する前三十六時間以内にしなければならない。

3 船舶の長は、前項の通報をした後において、第一項第四号、第十号から第十九号までに掲げる事項に変更があつたときは、直ちに前項の検疫所の長に通報しなければならない。

（仮検疫済証の様式等）

第六条 法第十八条第一項の規定により交付する仮検疫済証は、別記様式第四による。

2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。

一 法第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものがあるときは、当該感染症について法第十六条第三項に定める時間

二 ジカウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間

- 三 チクングニア熱の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間
- 四 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER S コロナウイルスであるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間
- 五 デング熱の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間
- 六 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH五N一又はH七N九であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百四十時間
- 七 マラリアの病原体に感染したおそれのある者があるときは、六百七十二時間
- 八 検疫を行うに当たり、船舶又は航空機について検疫感染症の病原体の有無に関する検査がなお継続中であるときは、当該検査の結果が判明するまでの時間
(検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者から報告を求めることができる事項)

第六条の二 法第十八条第二項及び第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所とする。

(都道府県知事等への通知事項)

第六条の三 法第十八条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該者の健康状態及び当該者に対して指示した事項並びに当該者に係る前条に規定する事項とする。

(証明書の様式)

第七条 法第二十条の規定により交付する証明書のうち、船舶衛生管理免除証明書若しくは船舶衛生管理証明書又は予防接種に関する証明書は、別記様式第五の一若しくは別記様式第五の二又は別記様式第六の二による。

(法第二十一条第一項の流行地域の指定)

第七条の二 法第二十一条第一項第一号に規定する検疫感染症が現に流行し、又は流行するおそれのある地域は、法第二条第一号又は第二号に掲げる感染症が現に発生している地域とする。

(検疫港以外の港に入れる場合の通報事項等)

第七条の三 法第二十一条第二項に規定する事項は、次のとおりとする。

- 一 検疫を受けるため船舶を入れようとする港名及び到着予定日時
- 二 船舶の名称及び国籍
- 三 船舶の総トン数
- 四 乗組員及び乗客の数

- 五 発航した地名及び年月日
- 六 寄航した地名及び出航した年月日
- 七 航行中に他の船舶又は航空機から人を乗り移らせ、又は物を運び込んだ事実の有無及びその事実があるときはその詳細
- 八 航行中における患者の有無及び患者があるときはその詳細
- 九 船医の氏名
- 十 ねずみ族の駆除等に関する証明書の発行機関名及び発行年月日

2 法第二十一条第二項に規定する申請は、同条第一項ただし書に規定する検疫所の長に、当該船舶を入れようとする港に到着する前二十四時間から十二時間までの間にしなければならない。

(法第二十二条第二項の通報事項)

第七条の四 法第二十二条第二項に規定する事項は、次のとおりとする。

- 一 船舶の名称又は航空機の登録番号
- 二 船舶又は航空機の国籍
- 三 外国を発航し、又は外国に寄航して来航した船舶又は航空機でない旨
- 四 法第四条第二号に該当するに至った日時及び場所並びに乗り移らせた人又は運び込んだ物に関する詳細
- 五 検疫港又は検疫飛行場に至ることが困難であった理由
- 六 船舶を入れた港又は航空機を着陸させ、若しくは着水させた場所（港の水面を含む。）及び日時
- 七 乗組員及び乗客の数
- 八 患者又は死者の有無及びこれらの者があるときはその数

(緊急避難の場合の通報事項)

第八条 法第二十三条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項は、次のとおりとする。

- 一 船舶の名称又は航空機の登録番号
- 二 船舶又は航空機の国籍
- 三 船舶を検疫区域等に入れ、若しくは港外に退去させ、又は航空機をその場所から離陸させ、若しくは離水させることができない理由
- 四 避難した場所及び日時
- 五 発航した地名及び年月日並びに日本来航前最後に寄航した地名及び出航した年月日

六 乗組員及び乗客の数

七 患者又は死者の有無及びこれらの者があるときは、その数

2 法第二十三条第七項に規定する事項は、次のとおりとする。

一 船舶の名称又は航空機の登録番号

二 船舶又は航空機の国籍

三 船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は航空機から離れ、若しくは物を運び出した理由、場所及び日時

四 発航した地名及び年月日並びに日本来航前最後に寄航した地名及び出航した年月日

五 船舶から上陸し、又は航空機から離れた者の数並びにこれらの者のうち検疫感染症の患者又はその疑いのある者の有無及びこれらの者があるときは、その数

六 船舶から陸揚げし、又は航空機から運び出した物の品名及び数量並びにこれらの物のうち検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのあるものの有無及びこれらのものがあるときは、その品名及び数量

(ねずみ族駆除施行命令書の様式)

第八条の二 法第二十五条の規定によるねずみ族を駆除すべき旨の命令は、別記様式第七のねずみ族駆除施行命令書により行うものとする。

(検査等の申請)

第九条 法第二十六条又は第二十六条の二の検査等を申請しようとする者は、検疫所長に、別記様式第八の一による申請書（予防接種に関する申請にあつては、別記様式第八の二による予防接種に関する申請書）に検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）第二条又は第二条の二に規定する手数料の額に相当する額の収入印紙をちよう付して提出しなければならない。

(申請に基づく検査等の証明書の様式)

第九条の二 法第二十六条又は第二十六条の二の規定により交付する次の各号に掲げる証明書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 衛生検査に関する証明書 別記様式第九

二 病原体の有無に関する細菌血清学的検査証明書 別記様式第十

三 消毒に関する証明書 別記様式第十一

四 ねずみ族の駆除等に関する証明書 別記様式第五の一又は別記様式第五の二

五 虫類駆除に関する証明書 別記様式第十二

六 診察に関する証明書 別記様式第十三

七 予防接種に関する証明書 別記様式第六の一又は別記様式第六の二

八 船舶又は航空機の総合的衛生状態に関する証明書 別記様式第十四

(通知を要しない場合)

第九条の三 法第二十六条の三に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項から第五項まで又は第八項に規定する感染症の病原体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していないものである場合とする。

(都道府県知事等への通知事項)

第九条の四 法第二十六条の三に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該者の氏名、年齢及び性別

二 当該者の職業及び住所

三 当該者が成年に達していない場合にあつては、その保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）の氏名及び住所（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

四 感染症の名称及び当該者の症状

五 診断方法

六 当該者の所在地

七 初診年月日及び診断年月日

八 病原体に感染したと推定される年月日（感染症の患者にあつては、発病したと推定される年月日を含む。）

九 病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域又はこれらとして推定されるもの

十 当該検疫所の名称及び所在地

十一 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項

(証票の様式)

第十条 法第三十一条第一項の規定により検疫所長等が携帯すべき身分を示す証票は、別記様式第十五による。

(厚生労働大臣への報告事項)

第十一条 法第三十四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第九条の四第二号、第三号及び第五号から第十一号までに掲げる事項のほか、新感染症と疑われる所見とする。

附 則

1 この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 海港検疫法施行規則（明治四十年内務省令第十三号）、航空検疫規則（昭和二年内務省令第三十七号）及び健全証書交付手続（明治三十五年内務省令第九号）は、廃止する。

3 厚生省組織規程（昭和二十四年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和二七年八月九日厚生省令第三三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三一年六月二二日厚生省令第二一号〕

（施行期日）

1 この省令は、昭和三十一年七月一日から施行する。

（経過規定）

2 この省令の施行前に交付された改正前別記様式第五によるねずみ族駆除施行証明書及びねずみ族駆除免除に関する証明書、別記様式第六による予防接種に関する証明書及び別記様式第八による検疫法第三十一条第一項の証票は、それぞれ改正後の相当様式によるねずみ族の駆除に関する証明書、予防接種に関する証明書及び別記様式第十五による証票とみなす。

3 この省令の施行前になされた改正前の別記様式第七による申請書は、改正後の別記様式第八の申請書とみなす。

（検疫所長及び検疫官服制の一部改正）

4 検疫所長及び検疫官服制（昭和二十七年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和三二年五月一六日厚生省令第一九号〕

この省令は、昭和三十二年六月一日から施行する。

附 則〔昭和三三年六月三〇日厚生省令第一八号〕

この省令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三四年六月三〇日厚生省令第一九号〕

この省令は、昭和三十四年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三五年九月三〇日厚生省令第二九号〕

この省令は、昭和三十五年十月一日から施行する。

附 則〔昭和三五年一二月二四日厚生省令第三六号〕

この省令は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附 則〔昭和三六年六月三〇日厚生省令第三一号〕

この省令は、昭和三十六年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三十六年九月三〇日厚生省令第四一号〕

この省令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

附 則〔昭和三十六年一二月二八日厚生省令第五六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三十七年五月三十一日厚生省令第二七号〕

この省令は、昭和三十七年六月一日から施行する。

附 則〔昭和三十七年九月二七日厚生省令第四三号〕

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則〔昭和三十九年九月二四日厚生省令第三九号〕

この省令は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附 則〔昭和四〇年一〇月一五日厚生省令第四六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四一年三月二八日厚生省令第八号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四二年四月一〇日厚生省令第一四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四二年九月二八日厚生省令第三九号〕

この省令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月二六日厚生省令第二二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四三年九月二七日厚生省令第四三号〕

この省令は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年一二月一二日厚生省令第四九号〕

この省令は、昭和四十三年十二月十六日から施行する。

附 則〔昭和四四年九月二二日厚生省令第三〇号〕

この省令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則〔昭和四五年一二月一一日厚生省令第六〇号〕

1 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

- 2 この省令の施行前に交付された改正前別記様式第三による検疫済証、別記様式第五によるねずみ族の駆除に関する証明書、別記様式第六による予防接種に関する証明書及び別記様式第九による衛生検査に関する証明書は、それぞれ改正後の相当様式による検疫済証、ねずみ族の駆除に関する証明書、予防接種に関する証明書及び衛生検査に関する証明書とみなす。

附 則〔昭和四六年一〇月一日厚生省令第三八号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四七年五月一五日厚生省令第二三号抄〕

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四七年九月二九日厚生省令第五〇号〕

この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附 則〔昭和四八年一月二〇日厚生省令第二号〕

- 1 この省令は、昭和四十八年二月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前に交付された改正前の別記様式第六による予防接種に関する証明書は、改正後の相当様式による予防接種に関する証明書とみなす。

附 則〔昭和四八年九月二八日厚生省令第三六号〕

この省令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附 則〔昭和四八年十一月三〇日厚生省令第五一号〕

この省令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

附 則〔昭和四八年一二月二六日厚生省令第五九号〕

- 1 この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前に交付された改正前の別記様式第六の一による予防接種に関する証明書は、改正後の別記様式第六の三による予防接種に関する証明書とみなす。

附 則〔昭和五〇年三月三十一日厚生省令第一〇号〕

- 1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にある改正前の様式による申請書及び証明書の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則〔昭和五三年六月二七日厚生省令第三九号〕

この省令は、昭和五十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和五八年三月一日厚生省令第七号〕

この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成元年三月二四日厚生省令第一〇号抄〕

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則〔平成三年九月二六日厚生省令第四九号〕

この省令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則〔平成五年九月二九日厚生省令第四四号〕

この省令は、平成五年十月一日から施行する。

附 則〔平成八年一月二二日厚生省令第一号〕

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則〔平成八年六月二六日厚生省令第三七号〕

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一一年三月一五日厚生省令第二〇号〕

- 1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号抄〕

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一五年六月三〇日厚生労働省令第一一一号〕

この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則〔平成一五年一〇月三〇日厚生労働省令第一六七号〕

(施行期日)

- 1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十五号）の施行の日〔平成一五年一月五日〕から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一六年三月二九日厚生労働省令第五四号〕

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一七年八月一日厚生労働省令第一三〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条第一項及び第二項の改正規定は、平成十七年十一月一日から施行する。

附 則〔平成一八年六月二日厚生労働省令第一二七号〕

この省令は、検疫法施行令の一部を改正する政令〔平成一八年六月政令第二〇九号〕の施行の日〔平成一八年六月一二日〕から施行する。

附 則〔平成一九年三月二三日厚生労働省令第二六号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次号において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一九年五月二日厚生労働省令第八二号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年六月一日から施行する。

附 則〔平成一九年六月一五日厚生労働省令第八九号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定及び様式第二の改正規定は、平成十九年七月十五日から施行する。

2 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の様式による書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令による改正前の様式第一及び様式第二の様式は、当分の間、それぞれ、この省令による改正後の様式第一及び様式第二の様式に代えて使用することができる。

附 則〔平成二〇年五月二日厚生労働省令第一〇六号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律〔平成二〇年五月法律第三〇号〕の施行の日〔平成二〇年五月一二日〕から施行する。

附 則〔平成二一年三月一六日厚生労働省令第三八号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の検疫法施行規則に基づく検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。）及び検疫官の身分を示す証票は、改正後の様式に基づく証票が交付されるまでの間、同令第十条の証票とみなす。

附 則〔平成二二年二月一九日厚生労働省令第一九号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二三年一月二四日厚生労働省令第九号〕

この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。

附 則〔平成二三年一二月二八日厚生労働省令第一五七号〕

この省令は、民法等の一部を改正する法律〔平成二三年六月法律第六一号〕の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則〔平成二四年五月三十一日厚生労働省令第八九号〕

この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

附 則〔平成二四年一〇月一七日厚生労働省令第一四七号〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の様式による書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則〔平成二五年四月二六日厚生労働省令第六三号〕

この省令は、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百一十一号）の施行の日〔平成二五年五月六日〕から施行する。

附 則〔平成二五年九月三〇日厚生労働省令第一一五号〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成二六年七月一六日厚生労働省令第八二号〕

この省令は、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百五十八号）の施行の日〔平成二六年七月二六日〕から施行する。

附 則〔平成二八年二月五日厚生労働省令第一五号〕

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第四十一号）の施行の日〔平成二八年二月一五日〕から施行する。

附 則〔平成二八年二月二五日厚生労働省令第二五号抄〕

（施行期日）

1 この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則〔令和元年五月七日厚生労働省令第一号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和二年一月二八日厚生労働省令第一〇号〕

沿革

令和 二年 一月三十一日号外厚生労働省令第一二号〔検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令による改正〕

この省令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。

附 則〔令和二年一月三十一日厚生労働省令第一二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔令和二年二月一三日厚生労働省令第一六号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、公布の日の翌日から施行する。

附 則〔令和三年二月一二日厚生労働省令第三二号〕

この省令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行の日（令和三年二月十三日）から施行する。

様式第一（第三条関係）

明 告 書（船舶用）
MARITIME DECLARATION OF HEALTH

(全て記入し、外国の港から到着する船舶の長が所管官庁に提出すること)
(To be completed and submitted to the competent authorities by the masters of ships arriving from foreign ports.)

提出する港名 Submitted at the port of	年 月 日 Date		
船 名 Name of ship	登録/IMO番号 Registration/IMO No	発航地名 arriving from	行先地名 sailing to
国 籍 Nationality	船長の氏名 Master's name		
総トン数 Gross tonnage			
有効な船舶衛生管理免除/船舶衛生管理証明書を所持しているか。 Valid Sanitation Control Exemption/Control Certificate carried on board?	はい yes	いいえ no	
発給港 Issued at	日付 Date	再検査は必要か。 Re-inspection required?	はい yes いいえ no
世界保健機関が認定する汚染地域に寄航したか。 Has ship visited an affected area identified by the World Health Organization?	はい yes	いいえ no	
寄航港及び日付 Port and date of visit	_____		

発航日以降又は過去三十日以内のいずれか短い方の期間内に寄航した港 List ports of call from commencement of voyage with dates of departure, or within past thirty days, whichever is shorter: _____			

到着港の検疫所から要請があった場合、国際航行の発航日以降又は過去三十日以内のいずれか短い方の期間内に乗組員、乗客その他船舶に乗船していた者を列挙すること。同期間内に寄航した港/国もすべて記入すること(書き切れない場合は添付書に氏名を追加すること)。 Upon request of the Quarantine Station at the port of arrival, list crew members, passengers or other persons who have joined ship since international voyage began or within past thirty days, whichever is shorter, including all ports/countries visited in this period (add additional names to the attached schedule):			
氏名 (1) Name	乗船地 joined from: (1)	(2)	(3)
氏名 (2) Name	乗船地 joined from: (1)	(2)	(3)
氏名 (3) Name	乗船地 joined from: (1)	(2)	(3)
乗船している乗組員の数 Number of crew members on board	乗船している乗客の数 Number of passengers on board		

保 健 上 の 質 問
Health Questions

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1. 航海中船内で事故による以外の死亡者があったか。あれば別表に詳細に記入すること。
Has any person died on board during the voyage otherwise than as a result of accident?
If yes, state particulars in attached schedule. | はい
yes | いいえ
no |
| 総死者数
Total no. of deaths _____ | | |
| 2. 感染性的のものであるという疑いをかけた疾病の患者が船内にあるか、又は航海中にあったか。
あれば別表に詳細に記入すること。
Is there on board or has there been during the international voyage any case of disease which
you suspect to be of an infectious nature? If yes, state particulars in attached schedule. | はい
yes | いいえ
no |
| 3. 航海中、病気になる乗客の総数は通常／予想よりも多かったか。
Has the total number of ill passengers during the voyage been greater than normal/expected?
病人の数は何名か。
How many ill persons? _____ | はい
yes | いいえ
no |
| 4. 現在船内に病人があるか。あれば別表に詳細に記入すること。
Is there any ill person on board now? If yes, state particulars in attached Schedule. | はい
yes | いいえ
no |
| 5. 医師の診断があったか。あれば治療内容及び助言の詳細を別表に記入すること。
Was a medical practitioner consulted? If yes, state particulars of medical treatment or advice
provided in attached schedule. | はい
yes | いいえ
no |
| 6. 船内で疾病の感染又は拡大の原因となるものがあるか。あれば別表に詳細に記入すること。
Are you aware of any condition on board which may lead to infection or spread of disease?
If yes, state particulars in attached schedule. | はい
yes | いいえ
no |
| 7. 船内で保健措置(検疫、隔離、消毒、除染など)が施されたか。施されていれば、種類、場所、日
を記載すること。
Has any sanitary measure (e.g. quarantine, isolation, disinfection or decontamination) been
applied on board? If yes, specify type, place and date. | はい
yes | いいえ
no |
| 8. 船内に密航者の乗船があったか。あればどこで乗船したか記載すること(わかる範囲で)。
Have any stowaways been found on board? If yes, where did they join the ship (if known)? | はい
yes | いいえ
no |
| 9. 船内に病気の動物又はペットがあったか。
Is there a sick animal or pet on board? | はい
yes | いいえ
no |

註 船医がない場合、船長は、次の症状がある場合、感染性の疾病の存在を疑う根拠とみなさなければならぬ。
 (a) 数日間続く発熱、あるいは(i)衰弱、(ii)意識低下、(iii)リンパ節の腫脹、(iv)黄疸、(v)咳又は息切れ、(vi)異常出血、
 (vii)麻痺のいずれかの症状を伴う発熱。
 (b) 発熱の有無にかかわらず、(i)急性の発疹、(ii)激しい嘔吐(船酔いは除く)、(iii)激しい下痢、又は(iv)頻発するけいれん症状がある場合。

Note: In the absence of a surgeon, the master should regard the following symptoms as grounds for suspecting the existence of a disease of an infectious nature:

- (a) fever, persisting for several days or accompanied by (i) prostration; (ii) decreased consciousness; (iii) glandular swelling; (iv) jaundice; (v) cough or shortness of breath; (vi) unusual bleeding; or (vii) paralysis.
 (b) with or without fever: (i) any acute skin rash or eruption; (ii) severe vomiting (other than sea sickness); (iii) severe diarrhoea; or (iv) recurrent convulsions.

私は、この明告書(別表を含む。)に示された質問に対する詳細及び回答が私の知る限り、また、私の信じる限りにおいて真実で、かつ、正確なものであることを、ここに宣言する。

I hereby declare that the particulars and answers to the questions given in this Declaration of Health (including the Schedule) are true and correct to the best of my knowledge and belief.

署名
Signed _____

船長又は権限のある代理人
Authorized Agent or Master

副署
Countersigned _____

船医
Ship's Surgeon

年月日
Date _____

明 告 書 (船 舶 用) の 別 表
SCHEDULE TO THE DECLARATION

氏 名 Name	階級 又は 等級 Class or rating	年齢 Age	性別 Sex	国 籍 Nationality	乗 船 港 及 び 乗 船 年 月 日 Port, date joined ship	病 状 Nature of illness	発 病 年 月 日 Date of onset of symptoms	港の医務官 署への通報 の有無 Reported to a port medical officer?	症例の転 帰 及 び 状況 Disposal of case *	患者への 投薬及び その他の 治療の詳 細 Drugs medicines or other treatment given to patient	備 考 Comments

*例：(1)病人は回復したか、まだ病気か、それとも死亡したか、及び(2)病人はまだ乗船しているか、下船したか（港名若しくは空港名）、それとも海に遺棄されたか。

* State: (1) whether the person recovered, is still ill or died; and (2) whether the person is still on board, was evacuated (including the name of the port or airport), or was buried at sea.

様式第二 (第三条関係)

明 告 書 (航空機用) GENERAL DECLARATION (出 国 用 / 入 国 用) (Outward / Inward)		
運航者の氏名 Operator _____		
国籍記号及び登録番号 ¹⁾ Marks of Nationality and Registration*	便 名 Flight No. _____	年月日 Date _____
発 航 地 Departure from _____ (地名) (Place)	到 着 地 Arrival at _____ (地名) (Place)	
航 路 FLIGHT ROUTING		
(「地名」欄には、始発地、全寄航地及び行先地を記載すること。) ("Place" Column always to list origin, every en-route stop and destination)		
地 名 PLACE	乗組員の氏名 ¹⁾ NAMES OF CREW*	旅客の現在数 ²⁾ NUMBER OF PASSENGERS ON THIS STAGE**
		発航地: Departure place: 乗った者 Embarking 同一の機で通した者 Through on same flight _____
		到着地: Arrival Place: 降りる者 Disembarking 同一機で通す者 Through on same flight _____
保健上の記述欄 <i>Declaration of Health*</i> 機内において航空病又は事故以外の疾病で感染性のものにかかっていると認められる者 (38°C又は100°F以上の発熱を有し、かつ、明確な体調不良、持続的な咳、呼吸障害、持続的な下痢、持続的な嘔吐、皮膚発疹、怪我によらない皮下出血又は出血、急性の錯乱のうちの1つ又はそれ以上の症状あるいは徴候を有する者)がある場合、及び寄港地等で降りた者の中にそのような者がある場合は、その者の氏名及び座席番号、乗組員である場合は職名を記載すること。 Name and seat number or function of persons on board with illnesses other than airsickness or the effects of accidents, who may be suffering from a communicable disease (a fever-temperature 38°C/100°F or greater-associated with one or more of the following signs or symptoms, e.g. appearing obviously unwell, persistent coughing, impaired breathing, persistent diarrhoea, persistent vomiting, skin rash, bruising or bleeding without previous injury, or confusion of recent onset, increases the likelihood that the person is suffering a communicable disease) as well as such cases of illness disembarked during a previous stop.		官公署記入欄 For official use only
航行中における虫類の駆除又は衛生上の処置(場所、年月日、所要時間、方法)についての詳細。 航行中に虫類の駆除を実施しなかった場合には、きわめて最近の駆除についての詳細を示すこと。 Details of each disinsecting or sanitary treatment(place, date, time, method)during the flight. If no disinsecting has been carried out during the flight, give details of most recent disinsecting.		
もし要求されたときは日時を伴った署名 Signed, if required, with time and date _____ 関係乗組員 Crew member concerned		
私は、この明告書に記載されたすべての事項及びこの明告書とともに提出を求められた附表が完全なものであり、かつ、私の知る限りにおいて正確にして真実であること及びすべての通過旅客が本便による航行を継続する(した)ことを申告します。 I declare that all statements and particulars contained in this General Declaration, and in any supplementary forms required to be presented with this General Declaration, are complete, exact and true to the best of my knowledge and that all through passengers will continue/have continued on the flight. 署 名 SIGNATURE _____ 機長又は権限のある代理人 Authorized Agent or Pilot-in-Command		

この様式の大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートル (又は縦11インチ3/4、横8インチ1/4)

Size of document to be 210 mm x 297 mm (or 8 1/4 x 11 3/4 inches)

1) 当該国によって要求された場合に記入すること。

* To be completed when required by the State

2) 旅客名簿を提出した場合は記入する必要はなく、当該国に要求されたときのみ記入すること。

** Not to be completed when passenger manifests are presented and to be completed only when required by the State.

貨物陸揚等指示書
INSTRUCTIONS FOR CARGO DISCHARGE

交付年月日
Date of Issue _____

船名又は航空機の登録番号
Name of Vessel or
Registration Mark of Aircraft _____

国籍
Nationality _____

船長又は機長の氏名
Name of Captain or
Pilot-in-Command _____

下記の貨物について検査をする必要があるので、下記の場所へ陸揚する（運び出す）ことを検疫法第十三条の二の規定に基づき指示する。
You are instructed to discharge the undermentioned cargo as follows for the purpose of health inspection under the provisions of Article 13 - (2) of the Quarantine Law.

貨物 Description of Cargo	場所 Place for Discharge

Chief of { 検疫所長
Quarantine Station
検疫所支所長
Branch Office of Quarantine Station
検疫所出張所長
Detached Office of Quarantine Station

氏名印
Signature _____

- この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三ヶ月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる（処分があつた日から一年を経過した場合を除く。）。
If you are dissatisfied with this disposal, you can do a query for Minister of Health, Labour and Welfare within three months from the next day of the day on which you knew that this disposal was done. (Except for a case in which one year has passed since the day when the disposal was done.)
- この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六ヶ月以内に提起することができる（処分があつた日から一年を経過した場合を除く。）。
You can raise cancellation suit for this disposal against Japan (A person representing Japan in suit is the Minister of Justice) within six months from the next day of the day on which you knew that this disposal was done. (Except for a case in which one year has passed since the day when the disposal was done.)
- ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六ヶ月以内に提起しなければならない（裁決があつた日から一年を経過した場合を除く。）。
But you must raise cancellation suit for disposal within six months from the next day of the day on which you knew that a decision for the query was done, when you did a query within three months from the next day of the day on which you knew that this disposal was done. (Except for a case in which one year has passed since the day when the decision was done.)

様式第三（第五条関係）

Quarantine Service
Japanese Government
検 疫 済 証
FREE PRATIQUE

交付年月日
Date of Issue _____

港、飛行場名(イ)
{ Port } (a)
{ Airport } of _____

1. 船名又は航空機の登録番号
Name of vessel or Registration Marks of aircraft
2. 国 籍
Nationality
3. 船種又は航空機の型
Description of vessel or type of aircraft

上記の船舶（航空機）について、検疫法の規定により検疫を行つた結果、異常がないと認める。よつて、検疫法第十七条第一項の規定により、この証を交付する。

It has been ascertained that no abnormality exists as a result of quarantine inspection conducted with the above-mentioned vessel (aircraft) under the provisions of the Quarantine Law. Accordingly, this is issued under the provision of paragraph 1 of Article 17 of the Quarantine Law.

氏 名 印 _____
Signature

担 当 検 疫 官
Quarantine Officer concerned

Chief of _____ { 検疫所長
Quarantine Station
検疫所支所長
Branch Office of Quarantine Station
検疫所出張所長
Detached Office of Quarantine Station } 氏名印 _____
Signature

備考 (イ)の箇所について不要の文字は、まつ消すること。
Remark : (a)Strike out the unnecessary indications.

様式第四（第六条関係）

Quarantine Service
Japanese Government
仮 検 疫 済 証
PROVISIONAL PRATIQUE

交付年月日
Date of Issue _____

港、飛行場合^(イ)
{ Port } ^(a)
{ Airport } of _____

1. 船名又は航空機の登録番号
Name of vessel or Registration Marks of aircraft
2. 国 籍
Nationality
3. 船種又は航空機の型
Description of vessel or type of aircraft

上記の船舶（航空機）について、検疫法の規定により検疫を行つた結果、この船舶（航空機）を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認める。よつて、検疫法第十八条の規定により、この証を交付する。

この証は、 年 月 日までに検疫感染症患者の発生その他異常な事実の生じない場合は、検疫済証としての効力を生ずるものとする。

As a result of the quarantine inspection conducted with the abovementioned vessel(aircraft)under the provisions of the Quarantine Law, it has been ascertained that there is scarcely any danger of invasion of germs of quarantinable disease into this country through such vessel(aircraft). Accordingly, this is issued under the provision of Article 18 of the Quarantine Law.

This certificate shall acquire validity as free pratique, when no abnormality occurs by (day) _____ (month) _____

氏 名 印 _____
Signature

担 当 検 疫 官
Quarantine Officer concerned

Chief of _____ { 検疫所長
Quarantine Station
検疫所支所長
Branch Office of Quarantine Station
検疫所出張所長
Detached Office of Quarantine Station } 氏名印 _____
Signature

備考 (イ)の箇所について不要の文字は、まつ消すること。
Remark: (a)Strike out the unnecessary indications.

148mm
(表面)

予防接種又は予防薬の国際証明書
INTERNATIONAL CERTIFICATE OF VACCINATION OR PROPHYLAXIS

氏名 } 生年月日 } 性別 }
This is to certify that [name] _____, date of birth _____, sex _____,
国籍 } 国民識別番号 (有する場合) }
nationality } _____, national identification document, if applicable }
署名 }
whose signature follows }
この証明書は、上記の者が国際保健規則に基づき下記の日付に (疾患名又は症候名) }
has on the date indicated been vaccinated or received prophylaxis against (name of disease or condition) }
の予防接種又は予防薬の投与を受けた事を証明するものである。 }
in accordance with the International Health Regulations. }

ワクチン又は 予防薬名 Vaccine or prophylaxis	年月日 Date	接種監督医師の 所属と署名 Signature and professional status of supervising clinician	ワクチン、予防薬の 製造所と製造番号 Manufacturer and batch No. of vaccine or prophylaxis	証明書の有効期間 Certificate valid from _____ until _____	実施機関の公印 Official stamp of administering centre

100mm

(裏面)

この証明書は、世界保健機関により承認されたワクチン又は予防薬が使用された場合に限り有効である。

この証明書には、予防接種又は予防薬投与の実施を監督する医師又は公認の医療従事者が署名しなければならない。

この証明書には実施機関の公印が押されていなければならない。ただし公印は署名に代わるものではない。

この証明書に何らかの改変、削除、又は記入漏れがあった場合には、証明書が無効になることがある。

この証明書は、投与したワクチン又は予防薬の示す有効期間の間有効である。本証明書は、英語またはフランス語で全て記入しなければならない。本証明書中に、英語又はフランス語以外の言語を併記してもよい。

This certificate is valid only if the vaccine or prophylaxis used has been approved by the World Health Organization.

This certificate must be signed in the hand of the clinician, who shall be a medical practitioner or other authorized health worker, supervising the administration of the vaccine or prophylaxis.

The certificate must also bear the official stamp of the administering centre; however, this shall not be an accepted substitute for the signature.

Any amendment of this certificate, or erasure, or failure to complete any part of it, may render it invalid.

The validity of this certificate shall extend until the date indicated for the particular vaccination or prophylaxis.

The certificate shall be fully completed in English or in French. The certificate may also be completed in another language on the same document, in addition to either English or French.

様式第六の二（第七条、第九条の二関係）

148mm
(表 面)

の予防接種に関する国際証明書
INTERNATIONAL CERTIFICATE OF VACCINATION OR REVACCINATION
AGAINST

氏名 } _____ 生年月日 } _____ 性別 } _____
This is to certify that [name] } _____, date of birth } _____, sex } _____,
署名 } _____
whose signature follows } _____

この証明書は、上記に署名した者が、ここに記入した年月日に _____ の予防接種又はその再接種を受けたことを証明するものである。
This is to certify that whose signature above has on the date indicated been vaccinated or revaccinated against.

年 月 日 Date	予防接種実施者の署名及び職業上の資格 Signature and professional status of vaccinator	ワクチンの製造所及び製造番号 Manufacturer and batch No. of vaccine	量 Dose	実施機関の公印 Official stamp of administering centre
1				

100mm

148mm
(裏 面)

年 月 日 Date	予防接種実施者の署名及び職業上の資格 Signature and professional status of vaccinator	ワクチンの製造所及び製造番号 Manufacturer and batch No. of vaccine	量 Dose	実施機関の公印 Official stamp of administering centre
2				
3				

100mm

ねずみ族駆除施行命令書
Order for Deratting

交付年月日
Date of Issue _____
港名
Port of _____
船名
Name of Vessel _____
国籍
Nationality _____
船種
Description of Vessel _____
船長氏名
Name of Ship's Captain _____

本日当港において上記の船舶に対して検査を行った結果、ねずみ族の駆除が十分に行われていないと認める。よつて、検疫法第二十五条の規定により _____年 _____月 _____日までにその駆除を行うことを命ずる。

As a result of the inspection conducted with the above-mentioned vessel at this port today, it has been ascertained that deratting is not carried out satisfactorily. Accordingly, I order the ship's captain that he shall carry out the deratting of his ship by _____, under the provision of Article 25 of the Quarantine Law. (Date)

Chief of _____ { 検疫所長
Quarantine Station
検疫所支所長
Branch Office of Quarantine Station
検疫所出張所長
Detached Office of Quarantine Station } 氏名印
Signature _____

- この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三ヶ月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる(処分があつた日から一年を経過した場合を除く.)。 (If you are dissatisfied with this disposal, you can do a query for Minister of Health, Labour and Welfare within three months from the next day of the day on which you knew that this disposal was done. (Except for a case in which one year has passed since the day when the disposal was done.)
- この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる.)、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六ヶ月以内に提起することができる(処分があつた日から一年を経過した場合を除く.)。

あつた日から一年を経過した場合を除く.)。

You can raise cancellation suit for this disposal against Japan (A person representing Japan in suit is the Minister of Justice.) within six months from the next day of the day on which you knew that this disposal was done. (Except for a case in which one year has passed since the day when the disposal was done.)

- ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六ヶ月以内に提起しなければならない(裁決があつた日から一年を経過した場合を除く.)。

But you must raise cancellation suit for disposal within six months from the next day of the day on which you knew that a decision for the query was done, when you did a query within three months from the next day of the day on which you knew that this disposal was done. (Except for a case in which one year has passed since the day when the decision was done.)

(切取線)

(Detach here)

ねずみ族駆除施行命令請書
Receipt of Deratting Order

年月日

Date _____

To the Chief of _____ { 検疫所長
Quarantine Station
検疫所支所長
Branch Office of Quarantine Station
検疫所出張所長
Detached Office of Quarantine Station } 殿

船名

Name of Vessel _____

船長氏名

Name of Ship's Captain _____

本日 _____ 港において、検疫法第二十五条の規定により本船のねずみ族の駆除を _____年 _____月 _____日までにを行うことを命ぜられた。よつて、この請書を提出する。

I have received the order at _____ today that I must carry out the deratting of this ship by _____, under the provision of Article 25 of the Quarantine Law. Accordingly, I submit this receipt. (Name of Port) (Date)

船長氏名印
Signature of Ship's Captain

様式第八の一（第九条関係）

申 請 書

APPLICATION

収入印紙
Revenue
stamp

申請者住所
Address of applicant _____

申請者氏名 ⑩
Name of applicant _____

署名
Signature _____

申請年月日
Date of application _____

手数料金 _____ 円
Amount of fee

To the Chief of _____ { 検 疫 所 長
Quarantine Station
検 疫 所 支 所 長
Branch Office of Quarantine Station } 殿
{ 検 疫 所 出 張 所 長
Detached Office of Quarantine Station }

_____の施行を下記の通り申請します。
_____の施行に関する証明書の交付を申請します。
I apply for the execution of _____ as specified below.
I apply for the issuance of the certificate with regard to _____.

船舶の名称
Name of vessel _____

航空機の登録番号
Registration Marks of aircraft _____

船舶又は航空機の国籍
Nationality of vessel/aircraft _____

総 ト ン 数
Gross tonnage _____

人名、箇所又は品名 Name of person, place or article	員数又は数量 Number or quantity	目 的 Purpose	備 考 Remarks

- 記載上の注意 1 楷書で記入すること。
2 不要の文字はまつ消すること。
Notes : 1 Fill in block letters.
2 Strike out the unnecessary indications.

様式第八の二（第九条関係）

予防接種に関する申請書
APPLICATION FOR VACCINATION

収入印紙
Revenue
Stamp

申請者住所

Address of applicant _____

申請者氏名

Name of applicant _____

申請年月日

Date of application

署名

Signature _____

手数料金

Amount of fee _____ 円

To the Chief of _____

{ 検 疫 所 長
 Quarantine Station
 検 疫 所 支 所 長
 Branch Office of Quarantine Station
 検 疫 所 出 張 所 長
 Detached Office of Quarantine Station } 殿

予防接種の施行を下記の通り申請します。

予防接種の施行に関する証明書の交付を申請します。

I apply for the execution of vaccination as specified below.

I apply for the issuance of the certificate with regard to vaccination.

被 接 種 者

Persons to be vaccinated

氏 名 Name	性別 Sex	生年月日 Date of birth	予防接種の種類 Kind of vac- cination	行 先 地 Destination	備 考 Remarks
(ふりがな)					

様式第九（第九条の二関係）

衛生検査証明書
Certificate of Sanitary Inspection

交付年月日
Date of Issue _____

交付番号
Number of Issue _____

港、飛行場名^(イ)
{ Port } ^(a)
{ Airport } of _____

船名又は航空機の登録番号
Name of Vessel or Registration Mark of Aircraft _____

国籍 _____, 船種又は航空機の型
Nationality _____, Description of Vessel _____
or Type of Aircraft

検疫法第二十六条の規定に基く申請により、 年 月 日上記の { 港 } ^(イ)
{ 飛行場 }
において上記の { 船舶 } ^(イ) ^(a) に対して検査を行つた結果、その衛生状態は、 _____
_____ であると認める。よつて、この証明書を交付する。

As a result of inspection conducted with the above-mentioned { vessel } ^(a)
{ aircraft }
at the above-mentioned { port } ^(a)
{ airport } on the date of _____ in
compliance with the request made under the provisions of Article 26 of the
Quarantine Law, it has been ascertained that the sanitary condition of the
{ vessel } ^(a)
{ aircraft } is _____. Therefore, this certificate is issued.

氏名印 _____
Signature

担当検疫官
Quarantine Officer concerned

Chief of _____ { 検疫所長
Quarantine Station
検疫所支所長
Branch Office of Quarantine Station
検疫所出張所長
Detached Office of Quarantine Station } 氏名印 _____
Signature

備考 (イ)の箇所について不要の文字は、まつ消すること。

Remark : (a) Strike out the unnecessary indications.

様式第十（イ）（第九条の二関係）

細菌血清学的検査証明書
Certificate of Bacteriological and Serological Tests

交付年月日
Date of Issue _____

港、飛行場名^(イ)
 { Port } ^(a) of _____
 { Airport }

氏名
Name _____

国籍 _____ 生年月日 _____ 性別 _____
Nationality _____, Date of Birth _____, Sex _____

検疫法第二十六条又は第二十六条の二の規定に基づく申請により、上記の者の
_____について _____ に関する細菌血清学的検査を行った結果、その成績
(検体) (病名)
は、下記の通りである。よつて、この証明書を交付する。

As results of bacteriological and serological tests for _____
(Name of disease)
conducted with the _____ of the above-mentioned person in compliance
(Materials)

with the request made under the provisions of Article 26 or Article 26-(2) of the
Quarantine Law, the following results have been given. Therefore, this
certificate is issued.

検査方法 Methods of Tests	成績 Results	決定年月日 Date	備考 Remarks
染色培養検査 Staining or Culture Tests			
血清学的検査 Serological Tests			
その他 Other Tests			

氏名印 _____
Signature

担当検疫官
Quarantine Officer concerned

Chief of _____ { 検疫所長
Quarantine Station
検疫所支所長
Branch Office of Quarantine Station
検疫所出張所長
Detached Office of Quarantine Station } 氏名印 _____
Signature

備考 (イ)の箇所について不要の文字は、まつ消すること。
Remark: (a) Strike out the unnecessary indications.

様式第十 (ロ) (第九条の二関係)

細菌血清学的検査証明書
Certificate of Bacteriological and Serological Tests

交付年月日
Date of Issue _____

港、飛行場名(イ)
{Port } (a) of _____
{Airport }

申請者の氏名
Name of Applicant _____

申請者の住所
Address of Applicant _____

貨物の品名及び数量
Name, volume and Number of cargo _____

検疫法第二十六条の規定に基づく申請により、上記の {港} (イ)において、上記
{飛行場} の貨物について _____ に関する細菌血清学的検査を行った結果、その成績は
(病名)

下記の通りである。よつて、この証明書を交付する。

As results of bacteriological and Serological tests for _____ conducted
(Name of disease)

with the above-mentioned cargo at the above-mentioned {port } (a) in
{airport} compliance with the request made under the provisions of Article 26 of the
Quarantine Law, the following results have been given.

Therefore, this certificate is issued.

検査方法 Method of Tests	検査物の採取数 Number of Materials picked up for Tests	成績 Results	決定 年月日 Date	備考 Remarks
染色培養検査 Staining or Culture Tests				
血清学的検査 Serological Tests				
その他 Other Tests				

氏名印 _____
Signature

担当検疫官
Quarantine Officer concerned

Chief of _____ { 検疫所長
Quarantine Station
検疫所支所長
Branch Office of Quarantine Station
検疫所出張所長
Detached Office of Quarantine Station } 氏名印 _____
Signature

備考 (イ)の箇所について不要の文字は、まつ消すること。
Remark: (a) Strike out the unnecessary indications.

様式第十一 (イ) (第九条の二関係)

消毒施行証明書
Certificate of Disinfection

交付年月日
Date of Issue _____

港、飛行場名(イ)
{Port } (a) of _____
{Airport}

船名又は航空機の登録番号
Name of Vessel or Registration Mark of Aircraft _____

国籍 _____ 船種又は航空機の型
Nationality _____, or Type of Aircraft
Description of Vessel _____

検疫法第二十六条の規定に基く申請により、上記の {港} (イ) において上記の {船舶} (イ) に対して、下記の通り消毒を行った。よつて、この証明書を交付する。

In compliance with the request made under the provisions of Article 26 of the Quarantine Law, disinfection has been executed with the above-mentioned {vessel } (a) at the above-mentioned {port } (a) as follows. Therefore, this certificate is issued.

消毒を行った場所 Disinfected Compartments	消毒を行った場所の容積 Volume of Disinfected Compartments	消毒方法 Method of Disinfection	消毒施行日 Date	備考 Remarks

氏名印 _____
Signature

担当検疫官
Quarantine Officer concerned

Chief of _____ { 検疫所長
Quarantine Station
検疫所支所長
Branch Office of Quarantine Station
検疫所出張所長
Detached Office of Quarantine Station } 氏名印 _____
Signature

備考 (イ)の箇所について不要の文字は、まつ消すること。
Remark: (a) Strike out the unnecessary indications.

様式第十一（ロ）（第九条の二関係）

消毒施行証明書
Certificate of Disinfection

交付年月日
Date of Issue _____

港、飛行場名^(イ)
{Port } ^(a) of _____
{Airport}

申請者の氏名
Name of Applicant _____

申請者の住所
Address of Applicant _____

検疫法第二十六条の規定に基く申請により、上記の {港
飛行場} ^(イ)において下記の貨物に対して、下記の通り消毒を行った。よつて、この証明書を交付する。

In compliance with the request made under the provisions of Article 26 of the Quarantine Law, disinfection has been executed with the undermentioned Cargo at the above-mentioned { port } ^(a) as follows. Therefore, this certificate is issued.

消毒を行った貨物の品名 Name of Cargo disinfected	消毒を行った貨物の数量 Volume and Number of Cargo disinfected	消毒方法 Method of Disinfection	消毒施行年月日 Date of Disinfection	備考 Remarks

氏名印 _____
Signature

担当検疫官
Quarantine Officer concerned

Chief of _____ { 検疫所長
Quarantine Station
検疫所支所長
Branch Office of Quarantine Station
検疫所出張所長
Detached Office of Quarantine Station } 氏名印 _____
Signature

備考 (イ)の箇所について不要の文字はまつ消すること。
Remark: (a) Strike out the unnecessary indications.

様式第十二 (イ) (第九条の二関係)

虫類駆除施行証明書

Certificate of Disinsecting

交付年月日

Date of Issue _____

港、飛行場名(イ)

{Port } (a) of _____
{Airport}

船名又は航空機の登録番号

Name of Vessel or Registration Mark of Aircraft _____

国 籍 船種又は航空機の型
Nationality _____ Description of Vessel _____
or Type of Aircraft

検疫法第二十六条の規定に基く申請により、上記の {港} (イ) において上記の {船舶} (イ) に対して、下記の通り虫類の駆除を行つた。よつて、この証明書を交付する。

In compliance with the request made under the provisions of Article 26 of the Quarantine Law, disinsecting has been executed with the above-mentioned {vessel} (a) at the above-mentioned {port} (a) as follows. Therefore, this certificate is issued.

駆除を行つた場所 Disinsected Compartments	駆除を行つた場所の容積 Volume of Disinsected Compartments	駆除方法 Method of Disinsecting	駆除施行日 Date	備考 Remarks

氏名印 _____
Signature

担当検疫官
Quarantine Officer concerned

Chief of _____ { 検疫所長
Quarantine Station
検疫所支所長
Branch Office of Quarantine Station
検疫所出張所長
Detached Office of Quarantine Station } 氏名印 _____
Signature

備考 (イ)の箇所について不要の文字は、まつ消すること。
Remark: (a) Strike out the unnecessary indications.

様式第十二 (ロ) (第九条の二関係)

虫類駆除施行証明書

Certificate of Disinsecting

交付年月日
Date of Issue _____

港、飛行場名(イ)
{Port } (a) of _____
{Airport}

申請者の氏名
Name of Applicant _____

申請者の住所
Address of Applicant _____

検疫法第二十六条の規定に基く申請により、上記の {港 } (イ) において下記の
{飛行場} 貨物に対して、下記の通り虫類の駆除を行つた。よつて、この証明書を交付する。

In compliance with the request made under the provisions of Article 26 of the Quarantine Law, disinsecting has been executed with the under-mentioned Cargo at the above-mentioned { port } (a) as follows. Therefore, this certificate is issued.

駆除を行つた貨物の品名 Name of Cargo Disinsected	駆除を行つた貨物の数量 Volume and Number of Cargo Disinsected	駆除方法 Method of Disinsecting	駆除施行年月日 Date of Disinsecting	備考 Remarks

氏名印 _____
Signature

担当検疫官
Quarantine Officer concerned

Chief of _____ { 検疫所長
Quarantine Station
検疫所支所長
Branch Office of Quarantine Station
検疫所出張所長
Detached Office of Quarantine Station } 氏名印 _____
Signature

備考 (イ)の箇所について不要の文字は、まつ消すること。
Remark: (a) Strike out the unnecessary indications.

様式第十三 (第九条の二関係)

診察に関する証明書

Certificate of Medical Examination

交付年月日

Date of Issue _____

港、飛行場名(イ)

{ Port } (a) of _____
{ Airport }

氏名

Name _____

国籍

生年月日

性別

Nationality _____, Date of Birth _____, Sex _____

検疫法第二十六条又は第二十六条の二の規定に基づく申請により、 年
月 日上記の者に対して診察を行った結果、 _____ の症状を認めない。
(病名)

よつて、この診断書を交付する。

It has been ascertained that no symptom of _____ exists as a
(Name of disease)

result of medical examination conducted with the abovementioned person on
the date of _____ in compliance with the request made under the
provisions of Article 26 or Article 26-(2) of the Quarantine Law.

Therefore, this certificate is issued.

氏名印 _____

Signature

担当検疫官

Quarantine Officer concerned

検疫所長

Quarantine Station

検疫所支所長

Branch Office of Quarantine Station

検疫所出張所長

Detached Office of Quarantine Station

Chief of _____

氏名印 _____

Signature

備考 (イ)の箇所について不要の文字は、まつ消すること。

Remark: (a) Strike out the unnecessary indications.

様式第十四 (第九条の二関係)

総合的衛生状態証明書
Certificate of General Sanitary Conditions

交付年月日
Date of Issue _____

港、飛行場名⁽¹⁾
{Port } ^(a) of _____
{Airport}

船名又は航空機の登録番号
Name of Vessel or Registration Marks of Aircraft _____

国籍 _____ 船種又は航空機の型
Nationality _____ Description of Vessel _____
or Type of Aircraft

検疫法第二十六条の規定に基づく申請により、____年__月__日上記の {港 } ⁽¹⁾
{飛行場}
において上記の {船舶 } ⁽¹⁾
{航空機} に対して検査を行った結果、その衛生状態は良好であると認
める。なお、____年__月__日に終る過去四週間における____ (都、道、府、
県) ⁽¹⁾ _____ (市、区、町) ⁽¹⁾ の検疫感染症発生状況は次のとおりである。よつ
て、この証明書を交付する。

It has been ascertained that the sanitary condition of the {vessel } ^(a)
{aircraft} is good as a
result of inspection conducted with the above-mentioned {vessel } ^(a)
{aircraft} at the above-
mentioned {port } ^(a)
{airport} on the date of _____ in compliance with the request made
under the provisions of Article 26 of the Quarantine Law. In addition, number of cases
and deaths from quarantinable diseases reported occurring in _____ (City, Ku, Town)
_____ (To, Do, Fu, Ken) during the past four weeks ending _____ are as
follows. Therefore, this certificate is issued. (Date)

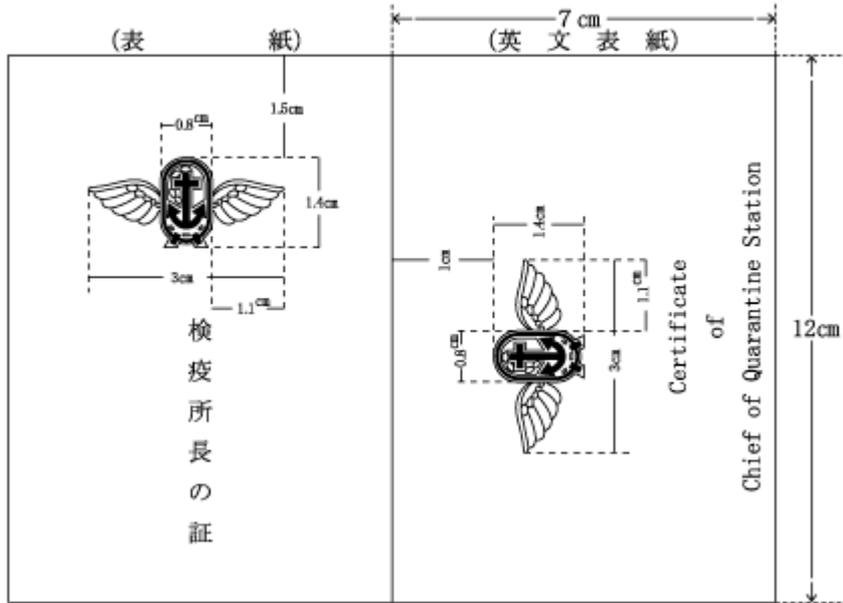
病名 ⁽²⁾ Name of diseases ^(b)					
患者数 Number of Cases					
死者数 Number of Deaths					

氏名印
Signature _____

担当検疫官
Quarantine Officer concerned

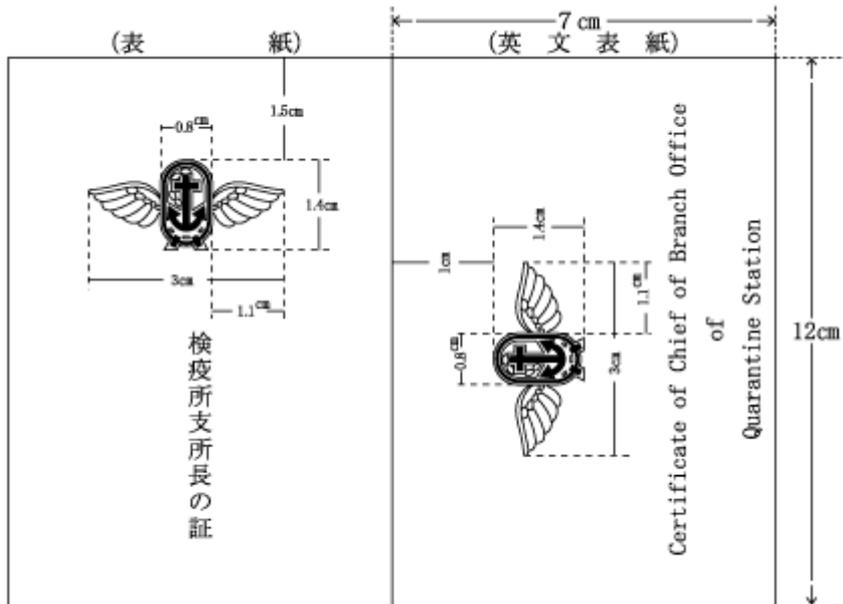
備考 (1)の箇所について不要の文字は、抹消すること。
(2)については検疫感染症名を記入すること。
Remark: (a)Strike out the unnecessary indications.
(b)State the name of quarantinable disease.

様式第十五(イ) (第十条関係)



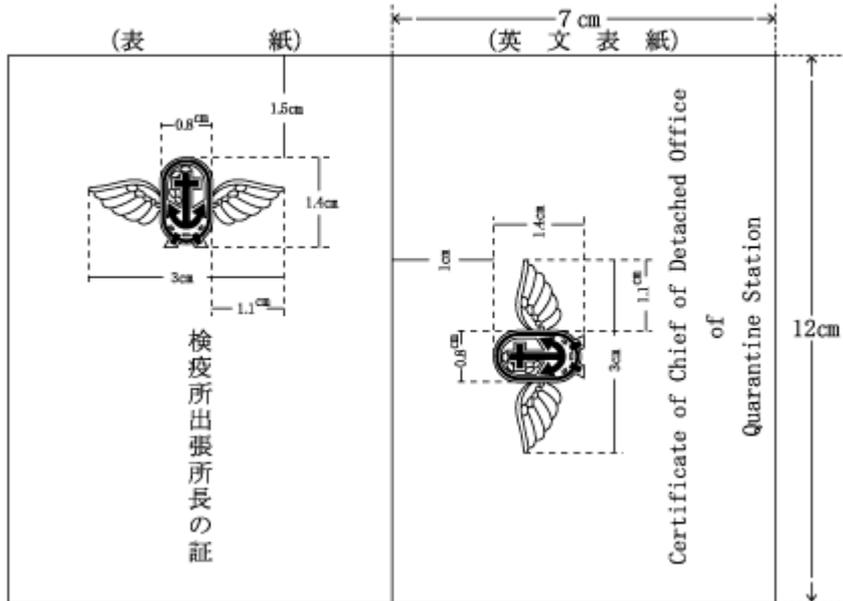
註 表紙は黒色革製とし、マーク及び文字は金ばく押しとする。

様式第十五(ロ) (第十条関係)



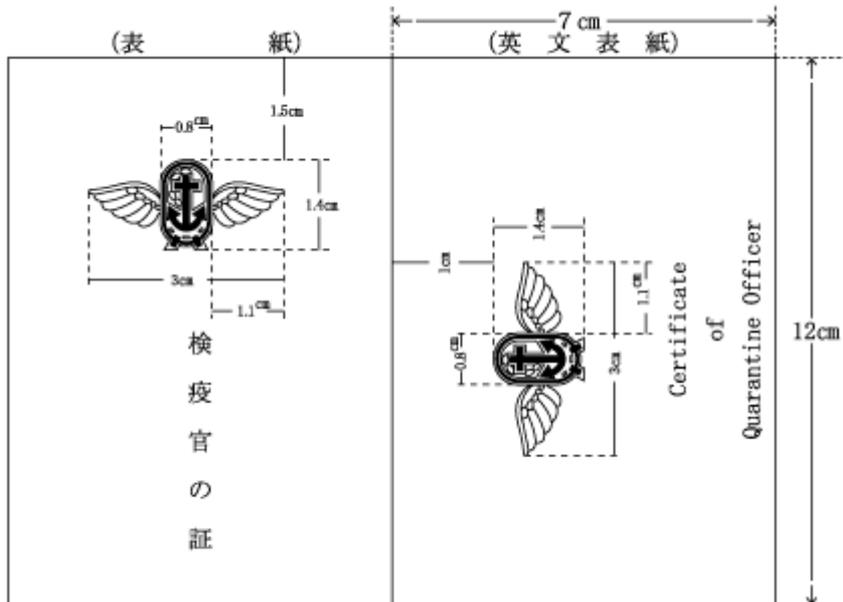
註 表紙は黒色革製とし、マーク及び文字は金ばく押しとする。

様式第十五(ハ) (第十条関係)



註 表紙は黒色革製とし、マーク及び文字は金ばく押しとする。

様式第十五(ニ) (第十条関係)



註 表紙は黒色革製とし、マーク及び文字は金ばく押しとする。

様式第十五(ホ) (第十条関係)

(第一ページ)

(表紙の裏)

<p>No.</p> <p>Official Status: Name: Date of Birth:</p> <p>This is to certify that the above-mentioned person is authorized to execute his/her function as ※ under the provisions of the Quarantine Law.</p> <p>Date of Issue</p> <p>Minister of Health, Labour and Welfare</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto; text-align: center;">写真</div> <p style="text-align: center;">氏官 名職</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">印</div> <p style="text-align: center;">右の者は※として検疫法の規定による職務を行う者である事を証明する。</p>
--	---

注 ※印の箇所には Chief of Quarantine Station, Chief of Branch Quarantine Office, Chief of Detached Quarantine Office 又は Quarantine Officer の字句を記入すること。

注 ※印の箇所には検疫所長、検疫所支所長、検疫所出張所長又は検疫官の字句を記入すること。

Article, 29, 31, Quarantine Law

Article 29 (Right of Entry and Inspection)

Chiefs of quarantine stations and quarantine officers may enter facilities, buildings and other places prescribed in Paragraph 1 and Paragraph 2 of Article 27, in order to perform duties pursuant to the provisions of this Law, as necessary.

Article 31 (Obligation to Wear a Uniform and to Carry an Identification Card)

(1) Chiefs of quarantine stations and quarantine officers shall wear uniforms and carry identification cards with them at all times while conducting their duties, and shall present them upon the request of the person concerned.

検疫法抜すい

(立入権)

第二十九条 検疫所長及び検疫官は、この法律の規定による職務を行うため必要があるときは、船舶、航空機又は第二十七条第一項及び第二項に規定する施設、建築物その他の場所に立ち入ることができる。

(制服の着用及び証票の携帯)

第三十一条 検疫所長及び検疫官は、この法律の規定による職務を行うときは、制服を着用し、且つ、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。